

社会福祉法人有隣協会 一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と家庭の両立ができその専門的な能力を職場で十分に発揮できるような環境を整備するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

2. 計画内容

- ・ 仕事と家庭を両立させるために国や法人が定めている制度を周知する。
- ・ 育児休業・介護休業の対象者の取得率を10%上げる。

- 令和 4年 4月～ 国や法人で定めている育児や介護の休業・休暇制度について職員へ周知する。また取得が必要な職員に関しては管理者が直接ヒアリングを行い制度の説明を行う。
- 令和 5年 4月～ 前年度の育児休業・介護休業の取得状況を確認し、改めて周知の必要性がないか検討する。

- ・ 育児や介護等の事情・さらには職員自身の希望とする働き方ができワークライフバランスがとれるような雇用契約ができるか模索をする。

- 令和 4年 4月～ 時短勤務・在宅勤務、週休三日制など多様性のある働き方を取り入れることが現状可能かどうか検証する。職員へ現状の働き方に関するヒアリングを行う。
- 令和 5年 4月～ 検証やヒアリングを分析し、規則・規定などの見直しが必要かどうか検討する。